

「働く女性の応援ハンドブック」訂正内容について

下線部分が訂正箇所です。

< P15 >

親の介護で会社は休める？（育児・介護休業法第11条、第12条）

介護休業は要介護状態の1人の家族につき通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得できます。ここでいう「家族」とは配偶者（内縁のものを含まず）、父母および子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。（以下省略）

育児・介護休業中のお給料はどうなるの？

基本的には無給となりますが、雇用保険から「育児休業給付金」として給料の5割程度（1）が支払われます。介護休業の場合内は「介護休業給付金」として給料の4割程度（2）が支払われます。

1 2014年4月1日以降に休業を開始する育児休業は180日目までは67%

2 2016年8月1日以降に休業を開始する介護休業は67%

< P23 >

130万円の壁って？

（省略）パートであっても1日または1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であれば、被保険者になります。（以下省略）

パートの社会保険の適用が拡大されました

（省略）2016年10月から、従業員501人以上の事業所で、次のいずれの要件も満たすパートは健康保険・厚生年金の被保険者になります。所定労働時間が週20時間以上、月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）、勤務期間1年以上の見込み、学生でないこと。

（2017年4月から、労使で合意した場合は従業員500人以下の事業所も対象となります。）

< 裏表紙 >

女性のための労働相談

マザーズハローワーク横浜内相談室 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階

（省略）

女性弁護士による労働相談窓口（要予約・面接相談のみ）毎月第4金曜日

（祝・休日・年末年始を除く）

13:00~16:00

〔問い合わせ・面接予約受付〕かながわ労働センター TEL.045-662-6110

（省略）

マザーズハローワーク相模原内 相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル6階

女性弁護士による労働相談窓口（要予約・面接相談のみ）毎月第3木曜日

（祝・休日・年末年始を除く）

13:00~16:00

〔問い合わせ・面接予約受付〕かながわ労働センター県央支所

TEL.046-296-7311

裏面あり

一般労働相談窓口

(省略)

かながわ労働センター川崎支所

平成 29 年度中に移転予定です。

右記までお問い合わせください。

TEL.044-833-3141

(以下省略)